

独立行政法人土木研究所
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成23年度計画			
<p>1. 質の高い研究開発業務の遂行、成果の社会への還元（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>（1）研究開発の基本的方針</p> <p>①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を中期目標期間内に得ることを目指すものをプロジェクト研究として、重点的、集中的に実施 ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得ることを目指すものを重点研究として、重点的、集中的に実施 ・研究所全体の研究費の概ね75%を充当 	<ul style="list-style-type: none"> ・16のプロジェクト研究と重点研究について重点的かつ集中的に実施 ・研究所全体の研究費の概ね75%を充当 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究と重点研究に目標の75%を上回る75.4%を充当し、限られた予算の重点化に努力がなされていることは評価できる。さらに、これらを構成する多様な16のプロジェクト研究においてそれぞれに優れた成果を収めていることは評価できる。 ・質の高い多数の新規研究課題に取り組んでおり、着実な実施状況にあると評価できる。 ・東日本大震災での技術的課題について、弾力的に対応しており、震災により明らかになった技術的課題に対する、研究計画変更・新規研究課題の立案などの柔軟な研究姿勢、さらにプロジェクト研究の実施により新たな成果が発現し、その一部は技術基準類に反映されたことは高く評価できる。 ・23年度で終了した13課題を含む62の重点研究の着実な実施は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究と重点研究に集中的に投資する一方で、将来の投資という観点から萌芽的研究についても取り組まれない。 ・大規模災害の減少・早期復旧技術等は、災害が多い日本にとって取り組んでほしい課題であり、さらに研究を深めて多くの成果をもたらすことを期待する。 ・東日本大震災の復旧・復興にかかわる課題に積極的に取り組むとともに、それに止まらず、巨大災害を想定した土木的対応に資する研究開発を期待する。 ・放射性物質の流出や除染と除染後の処理など、緊急性のある課題に対しても機動性のある研究を期待する。 ・地震研究はかなり進んでいたが、津波対策は虚を突かれた感がある。今後の津波対策においても、しっかりと取り組まれた

				い。 ・終了した重点研究の成果(技術基準等に反映)は、事業に積極的に反映されることを期待する。 ・プロジェクト研究と重点研究について、研究成果が掲載された雑誌、図書名や、関連して取得した知的財産の概要を記載するなど成果が公表されているのかを報告書に記載されたい。
<p>②基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術基本計画等や行政二一の動向も勘案しつつ、研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究期間等の目標の明確な設定 ・我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発の推進の課題解決に必要となる基盤的・先導的な研究開発を基盤研究として計画的、積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の目的・範囲・目指すべき成果・研究期間・研究過程等の目標を示した実施計画書を策定し、計画的に実施 ・基盤的・先導的な研究開発を積極的に実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究、重点研究を行っている 65 課題に加えて今年度は新たに 55 課題の合計 120 課題を基盤研究として実施したことは高く評価したい。 ・基盤研究課題は、積雪寒冷地の分野を含む 14 分野に対して、将来の融合領域・分野を念頭に置かれた課題も含み適切に実施されていることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による被害とこれまでの基盤的研究の関係を総括した上で、大震災に関連して長期的観点から取り組むべき課題についても検討されたい。 ・基盤的な研究と先導的な研究の区別を明確にするとともに、長期的な課題についても、ある程度時限的な検討をされたい。 ・重点研究に 75%の研究費を充てることによって、基盤研究のビジビリティが落ちないように留意するとともに、報告書の記載も充実を図られたい。また、今後の研究の進展についても言及がされたい。

<p>(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置</p> <p>①他の研究機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な研究開発を実施するため、他機関との共同研究・研究協力等の連携を積極的に推進 ・本中期目標期間中の各年度において共同研究を100件程度実施 ・海外の研究機関等との研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施 ・交流研究員制度等に基づく国内の研究者等の積極的な受け入れ ・フェローシップ制度の活用等による海外の優秀な研究者の受け入れ及び研究所職員の積極的な海外派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続課題を含めて100件程度の共同研究を実施 ・異分野の研究者との連携・協力を積極的に推進 ・海外の研究機関との共同研究について、研究者の交流、研究情報交換等を推進 ・日米会議(UJNR)耐風・耐震構造専門部会合同部会や、水災害・リスクマネジメント国際活動に関連した国際会議・ワークショップを主催・共催 ・交流研究員制度等による国内の研究者、技術者の受入れや専門家の招へい ・フェローシップ制度の活用等による海外からの研究者の受入れ ・在外研究員派遣制度等による若手研究者の海外派遣を推進 ・公募による外国人研究者の確保を推進 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度における国内共同研究は64件と、目標とした100件には及ばなかったが、今年度は新たに国内の研究機関と新たに6件の連携協力協定を締結したほか、国外の研究機関等と新たに4件の研究協力協定を締結し、また研究者の受入や派遣など積極的に研究交流に努めた実績などから、着実な実施状況にあると認められる。 ・東日本大震災の被害調査を他機関と共同で実施し、活断層による地震の発生メカニズム解明といった有益な成果が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学、京都大学、産業技術総合研究所、国土地理院等と連携して実施した活断層の調査など、重要な調査が行われており、大変意義がある。今後も一層の調査研究を進め、地震災害対策に結びつくことが期待される。 ・共同研究の実施数は64件と目標の100件より少ない理由について明確にされたい。また、共同研究は、件数だけではなく、内容についても評価されるべきものであるため、目標設定の考え方を明確にされたい。 ・研究協力協定に基づく活動は、時の経過とともに、実体が伴わない形式的な活動になりがちである。相手方の特性を生かした実質的な協力関係を構築できるよう、不断の見直しが必要である。 ・近年の災害は異常気象によるものが多いことから、気象庁などの機関との綿密な調査協力も検討されたい。 ・経年的な推移がわかる図表を実績報告書に記載されたい。 ・海外の研究機関との連携に向けた更なる取組に期待する。
---	---	--------------------------------------	---	---

<p>②研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価、内部評価、外部評価に分類して研究評価を実施、評価結果を課題の選定・実施に適切に反映 ・評価結果を公表 ・成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究評価要領に基づき、22 年度終了課題、24 年度開始課題の評価を実施 ・評価結果はホームページで公表 ・追跡評価の方法を検討 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究評価要項に「土木研究所が研究を行う必要性」を追加改定し、それに基づき、外部評価委員会と内部評価委員会を開催し、研究評価(事後、事前、中間)を着実に実施している。また、研究成果をHPで公表する等、説明責任も果たしていると評価できる。 ・内部評価委員会の事前評価においては、研究計画の見直しや採択の見送りなど実施しており、内部評価は十分に機能していると評価できる。 ・東日本大震災時の現地調査を活かした新規研究課題に弾力的に対応しているところが外部評価されており、的確に実施されていると言える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書には、評価の仕組みや体制だけでなく、研究成果についてどのように客観的かつ具体的に評価されたか、評価結果をどのように研究に活かしたのかについての記載を充実させたい。 ・東日本大震災に関する研究では、被災者の被災時の心理や行動を把握し、研究に生かしてほしい。
<p>③競争的資金等の積極的獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努める ・研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金等の競争的資金の積極的な申請 ・所内説明会、イントラネット、メール等による各種競争的研究資金等の募集について、所内への周知や申請に関する指導・助言の実施 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・獲得金額そのものは昨年には及ばなかったものの、競争的研究資金の獲得のため、申請書類の作成のための指導・助言を実施し、また大学等、他の研究機関との連携を図り、39件の競争的資金(新規 19)件を獲得しており、着実な実施と認められる。 ・アジア開発銀行の地域技術協力資金により、途上国の支援を行っている事は評価できる。 ・科学研究費補助金で若手研究が5件(継続)あるのは注目される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型研究のシェアが小さくなってきており、国内外と連携・協働して、取り組むことを期待したい。 ・運営交付金による研究は行政ニーズの高い課題に重点化されているので、研究者育成と基礎体力醸成には外部研究資金の獲得が必要である。さらなる努力をされたい。 ・外部と連携した競争的研究資金獲得のための内部支援体制を一層強化されたい。 ・研究所内の申請可能者数、申請者率、獲得件数・金額の前年度比等の情報を報告書に記載されたい。

<p>(3) 技術の指導及び成果の普及</p> <p>①技術の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣の指示があった場合は、緊急災害対策派遣隊の派遣等、迅速に対応 ・技術指導規程に基づき、災害を含めた土木関係の技術的課題に関する指導、助言を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣からの指示、国土交通省、地方公共団体等からの要請に対し、災害時の対応を含めた土木技術全般に係る技術指導を実施 ・技術委員会への参画や研修・講習会開催を推進 	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に対し延べ 107 名、台風 12 号関係では延べ 203 名、その他の災害合わせて 393 名の専門家を派遣し、応急対策や調査、指導を行った。これは民間ではできないことであり、高く評価できる。 ・特に、東日本大震災により壊滅的被害を受けた宮城県の下水道施設については、水質改善の技術指導を行い、公衆衛生の確保に多大な貢献をしたこと、台風 12 号による発生した天然ダム 5 箇所に対する活動は住民の安全確保に貢献する等、評価できる。 ・災害時以外にも、土木技術全般に対する技術指導 2062 件、技術委員会への参画 1221 件、研修等への講師派遣 363 件を行い、年間を通じて現場における技術的課題の解決、技術者の育成に貢献している点は評価できる。 ・北海道開発の推進等に係わる技術指導としては、現地講習会が寒地土木研究所と北海道開発局との共催で、道内 10 箇所・26 テーマで開催したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害復旧復興のための技術指導への取り組みは、価値ある成果と考えられるが、一過性ではなく、今後の研究活動に活かせる大局的、総合的な検討報告を整理することも必要である。 ・「未曾有の」、「想定外の」、「過去に例のない」などと形容される災害が頻発したなかでの活動は社会的要請にこたえたものであり、より一層の態勢の構築を期待する。 ・災害発生時の現地調査・技術指導の通常の研究(プロジェクト、重点等)の遂行の影響の分析及びそれに対する対応についても整理されたい。 ・災害派遣等でめざましい成果をあげているが、本来業務への影響が気になる。国は、本来業務に影響が出ないよう必要な手当について考慮いただきたい。
<p>②成果の普及</p> <p>ア) 技術基準及びその関連資料の作成への反映等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な研究成果は、土木研究所報告等にとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発や技術指導等から得られた成果は国、地方公共団体、民間等が行う建設事業や業務等に反映されるようとりまとめ、関係機関に積極的に提供 ・研究成果については、土木研究所報告、土木研究所資料、共同 	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果は、23 年度に改定発刊された 45 件の技術基準類やマニュアルに反映された。特に、東日本大震災に関連しては、「河川堤防の耐震対策マニュアル(暫定版)」、「レベル 2 地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」、「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」に反映され、復旧・復興に係る事業に貢献した点は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる研究成果の情報発信努められたい。特に子供を含め一般市民に対する情報発信は、土木研究所の研究の重要性に対する市民の理解促進に繋がるので、重要である。 ・表彰等、研究者の士気を高める工夫をされたい。 ・成果の学会への発表等をより活発に行う必要がある。特に、

<p>イ) 論文発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果は、論文発表等により積極的に周知、普及 <p>ウ) 国民向けの情報発信、国民との対話、戦略的普及活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な研究について、成果発表会の開催や国民向けの情報発信を行い、国民との対話を促進 一般市民を対象とした研究施設の一般公開をつくばと札幌においてそれぞれ年1回実施 研究開発された新たな工法や設計法等は戦略的に普及活動を展開 	<p>研究報告書、寒地土木研究所月報等として発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発の成果については、論文発表等により積極的に周知・普及 発表論文については、ホームページ上で公開 <ul style="list-style-type: none"> 主要な研究成果等について積極的にメディアへの情報発信 公開可能な実験等について記者発表により外部へアピール 研究成果報告会は、一般にも分かりやすい講演となるよう内容を吟味し、東京と札幌で実施 一般市民を対象とした研究施設の一般公開をつくばと札幌で実施 ホームページ上で一般市民向け広報紙を発行し、研究活動・成果を紹介 		<ul style="list-style-type: none"> 研究成果を関連学協会において1280件発表し、その普及に努めている。また25件の論文や功績が表彰されたことは評価できる。 災害調査速報等の記者発表や公開実験等の情報発信を行った結果、新聞掲載が46件、テレビ放映は28件、タイの洪水は11の番組で放映される等、土木研究所の存在意義・価値が取り上げられたことは評価できる。 報道機関以外による情報発信は、研究成果を刊行物として公表し、また重点プロジェクト研究等はHP上でも公開している点が評価できる。 土木研究所講演会、寒地研究所講演会は計700名以上の参加者を得て開催され、またCAESAR講演会は過去最多の約500名の参加を得て行われ等、講演会は技術情報提供、技術指導に有益なものであると判断できる。 成果がそれを必要とするひとに届けられ、最終的にひとびとの暮らしに役立てられている点が評価できる。 	<p>海外の著名なジャーナルにより積極的に投稿し、国際的にも活動を周知されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な研究成果を発表し、大いに成果の普及に努めたと思うが、国民に安心感を与える域にまで達していないのではないか。 研究成果を普及させるだけではなく、防災に関する政策についても言及されることを望む。
<p>③知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 創造された知的財産は、知的財産ポリシーに基づき、権利を確実に取得 保有する知的財産権を適切に維持管理 知的財産権の実施件数や実施料等の収入の増加のため、活用促進方を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに創造された知的財産については、知的財産委員会での審議を経て、必要な権利を確実に取得 保有する知的財産権を適切に維持管理 知財管理システムについて必要な手続きの時期や金額、権利の活用等が容易に把握できるよう検討 	A	<ul style="list-style-type: none"> 知財に関する取り組みは、大変積極的であり、維持管理コストを見ながら、権利獲得にも努めており、活用促進もかなり充実している。実施料の獲得も昨年に比べ、200万円ほど落ちてはいるが収入源にはなり、着実な実施状況にある。 今年度も新たに3件の特許出願、17件の特許権等を登録しているほか、権利の適切な維持管理にかかる調整の結果、前年度より21%の経費節減 	<ul style="list-style-type: none"> 民間研究所・企業との比較もされたい。 放棄した特許の追跡(評価)について検討されたい。 知的財産についての社会への寄与、および貢献についてより重点的な取り組みに努められたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の実施件数や実施料等の収入の増加のための活用促進方策の継続実施 		<p>となったことなどから、着実な実施状況にあると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利維持方針に基づき適切に管理するなど、着実な実施されている。 	
<p>(4) 土木技術を活かした国際貢献</p> <p>① 土木技術による国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、国際協力機構、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での災害等からの復旧に資する助言や調査・指導を実施 ・我が国の土木技術を活用した、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施 ・社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成、国際貢献を担う所内の人材育成の積極的な取組を実施 ・土木技術の国際標準化への取組を実施 <p>② 水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM) による国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコとの契約に基づき、国際センターを運営し、研究・研修・情報ネットワークに係る国際的な活動を一体的に推進 ・国際公募による外国人研究者の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国における災害等からの復旧のための的確な助言や調査・指導を実施 ・我が国の土木技術の活用によるアジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施 ・国際委員会における常任・運営メンバーとして責務を果たす ・国際会議に参加し、研究成果の発表・討議を通じて研究開発成果を国際展開するための研究活動を強化 ・世界の水関連災害の防止・軽減のための研究・研修・情報ネットワーク活動を一体的に推進 ・国際公募による外国人研究者の確保に努力 ・発展途上国の水防災実務機関の能力向上を図るための活動を充実 ・アジア・太平洋地域内の対象国流域において洪水災害管理推進のための取り組みを継続 ・統合洪水解析システム (IFAS) を用いた洪水予警報システムの 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の機関から調査・講演・会議出席等の依頼を受けて延べ 60 名の職員を海外に派遣したこと、とくにインドネシアのムラピ火山噴火に起因する土石流の解析結果をインドネシア政府に提供したり、タイのチャオプラヤ川洪水対策に取り組んだ成果が特筆される。 ・ISO 規格のコンクリート静弾性係数試験に簡単な JIS 規格の試験方法が採用され、土木技術の国際的な普及のみならず、従来の試験方法・研究報告の国際的信頼性向上に貢献した。 ・ICHARM の研修生として 15 カ国 34 名の受入れや GRIPS との連携による博士課程の学生 3 名の入学など、途上国の災害対策のための人材育成におおきく貢献した。こうしたことから、土木技術を活かした国際貢献は優れた実施状況にあったと認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際貢献については、多様で効果的なプログラムで取り組んでおり、今後も継続的に取り組まれない。 ・政策研究大学院大学と連携して開始した博士課程と修士課程の教育プログラムの修了生に対するフォローアップに今後一層努められたい。 ・海外の研修生などを受け入れるにあたっての支援（手続き、家族、住居など）体制の確保に努められたい。 ・土木技術の国際貢献については、海外の災害に対する対応のみならず、国内の災害から得られた知見の普及・啓発にも努められたい。 ・他の国の貢献、特に欧米からの評価があれば、実績報告書に記載されたい。 ・ICHARM の国際協力は大きな成果を上げているので、これを国としてもさらに支援するとともに、この事業をモデルとして他分野でもさらなる展開を図っていただきたい。

<p>(5) 技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等との人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成 ・技術情報等の提供、講習会の開催等により技術力の向上及び技術の継承に貢献 ・地方公共団体等からの要請に基づき、地域の技術力向上に寄与 ・土木技術に関するナレッジデータベースを構築し活用 ・地方整備局等が設置する新技術活用評価会議に参画する等、積極的に貢献 ・国の事業実施における技術的問題の解決のために必要となる試験研究を受託し、確実に実施 	<p>充実や技術研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等との人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成 ・技術情報等の提供、講習会の開催等により外部への技術移転を実施 ・地方公共団体等からの要請に基づき、地域の技術力の向上に寄与 ・地域における産学官の技術者の交流及び連携等を図る場として、技術者交流フォーラムを開催 ・土木技術に関するナレッジデータベースを構築し活用 ・地方整備局等が設置する新技術活用評価会議に参画する等、積極的に貢献 ・国の事業実施における技術的問題の解決のために必要となる試験研究を受託し、十分な研究成果を委託者に確実に提供 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省等の技術系職員を受入れて技術者の育成に努めたほか、専門技術者研究会などの活動を継続実施した結果、九州地整ダムグラウト部会がダム工学会技術貢献賞を受賞した。これは土木研究所がダム技術者の技術力向上を支援した成果である。また、土木技術のホームドクター宣言以来、北海道内の道内の自治体から相談件数が増加していることや、寒地技術講習会などを通じて地域における技術者の育成や産学官の連携に貢献した。これらの活動成果にかんがみ、着実な実施状況にあったと評価できる。 ・土砂災害防止法に基づく緊急調査に関する指導として、緊急調査実施の手引をとりまとめるなどの取り組みや、寒地土研による地域技術力の向上への取り組みをはじめ、地域における産学交流連携もそれなりの数をこなしており、技術力の向上、技術の継承、新技術の活用促進への貢献という中期目標の達成に向けた着実な実施が行われている点が評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「土木技術のホームドクター」に関する取組に今後一層努められたい。 ・整備局だけでなく、自治体の技術職員の技術力向上にもさらに貢献されたい。 ・技術力の向上はもとより、技術の継承は、土研の重要なタスクであり、体系的な取り組みを検討されたい。 ・専門技術者研究会の活動は良いものだと思うが、メールによる情報発信の回数が一部をのぞいて非常に少ない。発信費用はほとんどかからないので活用されたい。
<p>2. 業務内容の高度化による研究所運営の効率化（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）</p> <p>(1) 効率的な組織運営</p> <p>① 柔軟な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営体制の確保と業務のアウトソーシング化を行うこと等による簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究領域毎に設置した研究グループ体制の下で、効率的な研究及び技術開発を実施 ・プロジェクト研究においては、プロジェクトリーダーの下、横断的・効率的な研究開発を推進 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループを超えたプロジェクト参加による横断的な編成、ユニットでの研究チーム編成を行うなど、柔軟な組織再編への取り組みが行われており、業務運営の効率化は着実に実施されていることは評価できる。 ・国際活動の体制を整えるために研究評価・国際室として、土木研究所（つくば）と寒地土木研究所において横断 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究を効率的におこなうために、タスクフォース型組織の編成をおこなったことによる相乗的効果を期待する。 ・研究評価・国際室の改編は、今後の研究活動を行うためにも、効果が現れる方法であると期待する。

<ul style="list-style-type: none"> ・寒地技術推進室は、平成 24 年度までに更なる集約化 <p>②研究支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断的に組織した研究支援部門による研究成果の普及促進等の効率的な実施 ・国際活動を戦略的に推進する体制を横断的に組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的な研究課題について、必要に応じて研究ユニットを形成し、研究開発を実施 ・土質、地質分野の研究体制を強化するため研究組織の再編を実施 ・業務のアウトソーシング化を行い、簡素化に努力 ・寒地技術推進室の更なる集約化について検討 <ul style="list-style-type: none"> ・研究支援部門の更なる連携による業務の実施 ・国際活動を戦略的に推進する横断的な組織を設置 		<p>的に組織し、また地質・地盤分野の研究体制強化のために、既存の組織を再編し地質・地盤研究グループを設置し、さらに業務運営の効率化の観点から道央支所を寒地技術推進室に統合・廃止したことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に伴う激甚な災害に対しては、効率的・効果的に研究を進めるために、複数の研究チームの研究者で構成される「防災気象ユニット」を新たに組織したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編の効果について、今後検証されたい。
<p>(2) 効率的な組織運営</p> <p>①情報化・電子化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムのセキュリティ対策の強化等による情報の共有化、業務の効率化 ・定型的業務のアウトソーシング ・内部統制の更なる充実・強化 <p>②一般管理費及び業務経費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費のうち業務運営の 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム環境のセキュリティ対策としてウイルス感染対策、迷惑メール対策を促進 ・イントラネットやつくばと札幌のテレビ会議による情報共有し、業務の効率化を促進 ・職員が必ずしも専門としない研究分野の実験・解析の一部を外部の専門家に委託、招へい ・内部統制について、コンプライアンス委員会を引き続き開催し、決定した方策を確実に実践 <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費のうち業務運営の効 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果情報管理データベースのシステムを整備し、研究情報・研究成果のより一層の活用及び業務の効率化を図ったことは評価できる。 ・情報システムのセキュリティ強化が行われ、所内手続の電子化、テレビ会議システムの活用など情報化電子化が進められるとともに内部統制の体制強化、コンプライアンスシステムの体制作りなど効率的な組織運営は着実に実施されていることは評価できる。 ・一般管理費及び業務経費の抑制も中期目標数値を着実にこなしている。随意契約見直しも着実に実施していることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事監査はその概要を分科会で報告することを検討されたい。 ・データベースの具体的利用法を検討されたい。 ・2つの研究所におけるテレビ会議の導入で研究交流等の活動のますますの進展が望まれる。 ・調達の透明性の確保のための随意契約見直しにあたっては、研究水準を犠牲にすることがないように留意する必要がある。

<p>効率化に係る額について、平成 22 年度予算額に対し、平成 27 年度までに 15%相当を削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費のうち業務運営の効率化にかかる額について、平成 22 年度予算額に対し、平成 27 年度までに 5%相当を削減 ・随意契約等見直し計画を着実に実施 ・研究等に係る調達はより効果的に契約 ・契約情報はホームページに公表し、透明性を確保 <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 (4) その他</p>	<p>率化に係る額について平成 22 年度予算額に対し、3%相当を削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について平成 22 年度予算額に対し、1%相当を削減 ・随意契約等見直し計画を着実に実施 ・近隣の研究機関と共同調達を実施 ・契約に関する情報をホームページに公表し、契約の透明性を確保 		<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費については、前年度予算を基準として 4%の経費を削減し、年度計画の目標(3%相当)を達成したことは評価できる。また、業務経費については、業務運営の効率化により、前年度予算を基準として 1%の経費を削減し、年度計画の目標(1%相当)を達成したことは評価できる。 ・全契約数に占める随意契約の割合が 22 年度に引き続き減少し 4.2%となり、全独法の平均値 2.2%を大きく下回っていることは評価できる。 ・一般競争入札における 1 者札乳は、504 件中 149 件で前年度に引き続き、29.6%に減少したことは評価できる。 	
<p>3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額 ・単年度 1,500 百万</p> <p>5. 不要財産の処分に関する計画 ・別海実験場について、平成 24 年 3 月に譲渡収入による納付を行う ・湧別実験場について、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う ・朝霧環境材料観測施設について、</p>	<p>(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画</p> <p>・単年度 1,500 百万円</p> <p>・別海実験場について、平成 24 年 3 月に譲渡収入による納付を行う ・湧別実験場について、平成 23 年 12 月に現物による納付を行</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画、資金計画に基づき適切に実施していることは評価できる。 ・23 年度に、不要財産(別海実験所、湧別実験所、朝霧環境材料施設の一部)の処分を行い、中期目標を達成したことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別海実験所については、実験の成功が譲渡につながったことを実績報告書に記載された。

<p>平成 23 年 12 月に現物による納付を行う</p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>7. 剰余金の使途 ・研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (3) 積立金の使途 ・前中期目標期間中からの繰越積立金は、繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当</p>	<p>う</p> <p>・朝霧環境材料観測施設について、平成 23 年 12 月に現物による納付を行う</p> <p>・研究開発、研究基盤の整備充実及び成果普及に使用</p>			
<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 ・実験施設等の効率的な利用のため、外部への積極的な貸し出し ・施設の整備・更新等については、施設整備計画に基づき実施 ・保有資産の保有の必要性について不断に見直し</p>	<p>・保有する施設・設備に関して、つくばと札幌の相互利用を推進</p> <p>・主な実験施設等の利用計画をホームページ上で公表</p> <p>・実験施設等の点検整備にあたっては、貸出収入等を活用して、適切に維持管理</p> <p>・保有資産の保有の必要性について不断に見直し</p> <p>・施設整備計画に基づき施設の整備・更新を実施</p>	<p>A</p>	<p>・施設の整備・更新・改修が適切に行われていることは評価できる。</p> <p>・土木研究所（つくば）・寒地土木研究所の間で、保有する施設・設備の情報の共有を図り、施設・設備の相互利用を進めたことは評価できる。</p> <p>・所有する施設内容等を HP に掲載、また展示会等における説明を通して、施設・設備に関する情報提供を実施し、民間等へ 61 件の施設貸し出しを行ったことは評価できる。</p> <p>・施設の整備では、一部貸し出し収入を活用して安全管理水準の向上に努め、また 10 の実験施設の改修等は適切な予算管理下で着実に実施していることは評価できる。</p>	

<p>(2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による選考採用や関係省、大学及び他の研究機関との人事交流、任期付き研究員の採用 ・非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進 ・雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化のための人員配置を平成24年度までに実施 ・給与水準は、国家公務員に準拠した給与設定の改正を行い、適正化に取り組むとともに、取組状況等を公表 ・総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づく前中期目標期間の取組を平成23年度においても引き続き着実に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用や公募による博士号取得者等からの選考採用 ・任期付き研究員の研究開発力強化法を活用した採用 ・非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託化の推進等により人員管理の効率化 ・国土交通省等との人事交流を計画的に実施 ・人事評価の実施により、能力の最大限の活用 ・職員の資質向上については、内外の研修を積極的に受講させるほか、学位及び資格取得の奨励等を継続 ・総人件費については、前年度予算を基準として、1%相当を削減 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5名の博士号取得は高く評価できる。 ・任期付き研究員、専門研究員を多数採用したことは、研究推進力の向上や人材育成の観点からも評価できる。 ・人事評価(能力評価・業績評価)を本格導入し、昇任・給与、人材育成等への活用を始めたことは評価できる。 ・人件費については、平成22年度の予算を基準として1%相当を削減し、年度計画を達成したことは評価できる。 ・給与水準の指標となるラスパイレス指数は対国家公務員で事務・技術職員94.1、研究職員で91.2であり、適切な状態を維持していると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士号取得の取組はさらに進められたい。 ・研究者の総数に占める任期付き研究員の割合は6.4%と、22年度末より1.9ポイント増加しているが、将来の研究所を担う研究者の育成の面で問題が生じないよう注意されたい。任期付き職員が安定的に良い研究ができるような環境づくりを望む。 ・大学など他の研究機関との人事交流(転出転入)が活発になることを期待する。 ・あらたに導入した「人事評価」の適用が職員の士気や人材育成にどう反映したかを検証されたい。 ・英語への査読付き論文への投稿にも力を入れることを望む。
---	--	--------------------------------------	--	--

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

- SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：15項目）

（15項目）

SS	0項目	
S	3項目	
A	12項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

○研究開発関連

- ・ 運営交付金の削減が続く中、予算の75.4%を充当し、研究の重点化を戦略的に進め、多くの成果を得たことは高く評価できる。それと同時に、基礎的研究や萌芽的研究についても、研究グループの再編やユニット制などの工夫が見られることも評価できる。
- ・ 東日本大震災に対し延べ107名、台風12号関係では延べ203名、その他の災害合わせて393名の専門家を派遣し、それぞれの立場で活動を行った。特に、東日本大震災により壊滅的被害を受けた宮城県の下水道施設については、水質改善の技術指導を行い、公衆衛生の確保に多大な貢献をしたこと、台風12号による発生した天然ダム5箇所に対する活動は住民の安全確保に貢献する等、高く評価できる。
- ・ 災害時以外にも、土木技術全般に対する技術指導2062件、技術委員会への参画1221件、研修等への講師派遣363件を行い、年間を通じて現場における技術的課題の解決、技術者の育成に貢献している点は高く評価できる。
- ・ 研究成果は、23年度に改定発刊された45件の技術基準類やマニュアルに反映された。特に、東日本大震災に関連しては、「河川堤防の耐震対策マニュアル(暫定版)」、「レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」、「橋、高架の道路等の技術基準(道路橋示方書)」に反映され、復旧・復興に係る事業に貢献した点は高く評価できる。
- ・ 研究成果を関連学協会において1280件発表し、その普及に努めている。また25件の論文や功績が表彰された。また、災害調査速報等の記者発表や公開実験等の情報発信を行った結果、新聞掲載が46件、テレビ放映は28件、タイの洪水は11の番組で放映される等、土木研究所の存在意義・価値のアピールに有意義なものであり評価できる。
- ・ 土木研究所講演会、寒地研究所講演会は計700名以上の参加者を得て開催され、またCAESAR講演会は過去最多野の約500名の参加を得て行われ等、講演会は技術情報提供、技術指導に有益なものであると判断できる。
- ・ 国内外からの要請を受け、インドネシアの火山噴火、タイの大洪水等に関連して、前年度実績を上回る職員60名を海外に派遣し、技術協力等を行ったことは評価できる。
- ・ 土木技術の国際基準化の取り組みは高く評価できる。例えば、ISO国内委員会においては、我が国の成果を国際基準に反映するための活動を9件について行った。また、ISO規格のコンクリート静弾性係数試験に、土木研究所で実験と提案を行った「日本方式の試験方法」が採用された。
- ・ ICHARMによる活動も高く評価できる。例えば、政策研究大学院大学と連携した開始した博士課程と修士課程の教育プログラムの実施、過去の研修生の帰国後の活動のフォローアップ等は評価できる。
- ・ プロジェクト研究が社会的ニーズの高い課題に対応している。
- ・ 東日本大震災、台風等の天災から得られたデータを分析し、国内はもとより国際的にも使える形で提供している点は評価できる。

○業務運営の効率化関連

- ・柔軟な組織再編を実施したことについて、例えば、国際活動推進の体制確保のために、これまでの評価・調整室を研究評価・国際室として、つくばと寒地土木研究所に横断的に組織し、また地質・地盤分野の研究体制強化のために、既存の組織を再編し地質・地盤研究グループを設置し、さらに業務運営の効率化の観点から道央支所を寒地技術推進室に統合・廃止したことは高く評価できる。
- ・一般管理費については、前年度予算を基準として4%の経費を削減し、年度計画の目標(3%相当)を達成した。また、業務経費については、業務運営の効率化により、前年度予算を基準として1%の経費を削減し、年度計画の目標(1%相当)を達成したことは評価できる。
- ・23年度に、不要財産(別海実験所、湧別実験所、朝霞環境材料施設の一部)の処分を行い、中期目標を達成したことは評価できる。
- ・人件費については、平成22年度の予算を基準として1%相当を削減し、年度計画を達成したことは評価できる。
- ・資質向上の一環として、学位の取得を重視し、査読付論文への積極的な投稿へ向けた指導等を行い、平成23年度は5名の職員が博士の学位を取得したことは評価できる。

以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・重点課題研究への傾斜配分(75%)の比率については常に見直しを検討してほしい。少し傾斜配分が強すぎるように思う。
- ・共同研究数が目標に比べても、また昨年度実績に比べても少ない。特に海外機関との共同研究が少ない。共同研究は、予算制約下では成果を上げる上で有力な方法となりうるので、原因を調査分析して、改善に努められたい。
- ・土木研究所の研究力の評価指標のひとつが他の研究機関との人事交流である。大学などとの転出・転入をより積極的に促進してほしい。
- ・研究者の総数に占める任期付研究員の割合は6.4%と、22年度末より1.9ポイント増加している。経営の効率化も重要であるが、将来の研究所を担う研究者の育成の面では心配な部分がある。
- ・平成23年度では災害関係の調査・技術指導には相当数の専門家を派遣している。この派遣が、通常の研究(プロジェクト、重点等)の遂行に、どのような影響を与えたかを記載されたい。
- ・原発事故に対して、土木研究所として貢献できる分野を開拓してほしい。
- ・短期的集中豪雨による土砂災害に対して、これまでのような情報提供や避難行動でよいのか疑問である。避難の有効性を高める研究に取り組まれたい。
- ・維持管理技術の向上のため、構造物の健全度をより効率的に診断する研究を望む。
- ・ダムへの堆砂・排砂は、長寿命化に欠かせない課題である。流域全体でみた総合的な土砂管理において、ダムの土砂対策をどのように進めるかの研究を望む。
- ・再生可能エネルギーとしてバイオマスの利用の研究が行われているが、さらに多様な可能性も対象とした研究に取り組まれたい。
- ・最近の気象変化、特に大量の大雨被害は以前と質が変わってきているのではないか。その辺の分析、調査、対策にも取り組まれたい。
- ・災害後の復旧費用と事前の研究、対策費の効果なども比較されたい。
- ・2011～12年の最大の問題は、大震災、津波、大豪雨への対応だったと思う。各研究所がそれぞれ対応するという発想を転換し、オールジャパンの態勢対応にあたるべきだろう。現在、災害後の事後対応中心だが、将来の国民不安に対して事前予測した上で、安全・安心をできる限り提示していくための調査も土木研究所の新しい役割ではないか。東日本大震災等の未曾有の事態を目の当たりにして、土木研究所のミッションを再度検討されたい。
- ・現在直面する課題を解決するための研究に着実に取り組む一方で、洪水と地震が同時に起こるなどの極端な現象を想定した場合の研究にも取り組む必要があることを宿題として持っておくことが必要。
- ・研究開発に対するわが国の予算は、OECD加盟国で最低レベルである。災害対応やICHARMの活動などは大変評価すべき取り組みであり、災害対応により本来業務に影響が生じないように手当も含め、国としてもっとバックアップすべきである。
- ・ICHARMの国際協力については、他分野でもさらなる展開を図っていただきたい。

(その他)

- ・厳しい制約条件の中で、特に東日本大震災をはじめとする災害対応では、S評価でもおかしくない目覚ましい成果を上げていると考えられるが、実績報告書のからは読み取りにくい面もある。土木研究所のプレゼンス向上に向け、特に一般の方々へのわかりやすいPRが必要である。
- ・毎年度の業績評価に係る負担が大きく、研究業務への影響とのバランスについて検討すべきではないか。

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階) A	(評定理由) 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。
---------------------------------------	---

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p>	<p>「不要資産の国庫返納」 国庫に返納するよう示された3施設について、別海実験場は譲渡収入を湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設(一部)については現物をそれぞれ国庫に納付した。</p>	<p>措置を講ずべきとされた事項について、適切に対処しており、法人の取組は評価できる。</p>
<p>○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p>	<p>(研究業務の重点化) 土木研究所の研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得ることを目指す研究開発を重点的研究開発として位置づけ、中期目標期間中における研究所全体の研究費のうち、概ね75%を充当し、重点化を図っている。 また、政府の方針を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)により、土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の5法人を平成26年4月に統合することとされている。</p> <p>(業務の効率的・効果的实施) 平成22年12月に研究評価要領を改正し、研究開発の重点化、他の研究機関との重複排除の観点から、土木研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。 研究の実施に際しては、研究の一部を他の機関と共同で取り組むことが効果的・効率的であると見込める場合には、共同研究協定を締結し、適切な役割分担の下で共同研究を実施している。</p> <p>(業務実施体制の見直し) 寒地土木研究所のうち当時4カ所あった寒地技術推進室の支所については、業務運営の効率化等の観点から平成24年4月1日より道央支所を寒地技術推進室に統合し3カ所に集約化した。引き続き、集約化した影響を把握し、関係機関との調整を行いながら継続して検討を進める。</p>	<p>研究開発にあたっては、改正した研究評価実施要領に基づき、土木研究所が実施する必要性や他の研究機関との重複排除の観点から研究評価を適切に実施し、民間や大学にはできない調査研究への特化するなど法人の取組は評価できる。 寒地土木研究所のうち当時4カ所あった寒地技術推進室の支所については、業務運営の効率化等の観点から平成24年4月1日より道央支所を寒地技術推進室に統合し3カ所に集約化したことは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(保有資産の見直し) 別海実験場については、公募手続きにより相手方を決定して売却し、平成24年3月16日に譲渡収入による国庫納付を行った。 湧別実験場、朝霧環境材料観測施設(一部)については、平成23年12月28日に現物による国庫納付を行った。</p> <p>(効率化目標の設定等) 一般管理費について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに15%に相当する額を削減する、業務経費について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%に相当する額を削減する、との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務コストの削減に取り組むこととしている。</p> <p>(給与水準の適正化等) 給与水準については、国家公務員より低い水準であるが、引き続き適正な水準の維持が図られるよう取り組む。また、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。 また、人件費(退職手当等を除く。)については、平成22年度の予算を基準として、1%相当を削減するとともに、人事院勧告に係る給与改定に準じて、土木研究所の給与規程の改正を行うなど、政府における総人件費削減の動向を踏まえ、見直しを行った。</p>	<p>保有資産の見直しに関する勧告内容について、適切に対処しており、法人の取組は評価できる。 一般管理費や業務経費について、削減目標を設定し、着実に取り組んでいることは評価できる。 給与水準については、人事院勧告に係る給与改定に準じて、給与規程の改正を行うなど、国家公務員の給与と同等であることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(契約の点検・見直し) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>なお、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、所外ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p> <p>(保有資産の見直し等) 保有する資産については、必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p> <p>また、知的財産権についても、第3期中期計画において、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図ることとしている。</p> <p>(内部統制の充実・強化) 理事長をトップとする幹部会を定期的開催し、理事長と幹部の意見交換および情報の共有化を行い、決定した方針について、幹部が各部・グループでミーティングを実施し、速やかに全職員に周知をしている。</p> <p>理事長が各部・グループに個別に聴き取りを行う理事長ヒアリングや、理事長が各グループの若手研究者から個別に聴き取りを行う懇談会を行い、課題について適切に対応した。</p> <p>理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、役職員のコンプライアンスの確実な実践を推進するための活動を行うとともに、研究理念、行動規範、その他関連諸規定を所内イントラネットに掲載して、役職員への周知徹底に努めている。</p> <p>監事監査については、監事監査要綱に基づき監事監査計画を作成し、適正に実施した。理事長は監事からの監査結果の通知を受け、改善すべき事項について、役職員に周知した。</p>	<p>契約の点検・見直しについては、「随意契約見直し計画」を着実に実施していることや、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保していることは評価できる。</p> <p>第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断の見直しや、知的財産権の保有目的の明確化を前提とした登録・保有コストの削減等を図ることとしていることが評価できる。</p> <p>理事長による役職員への情報共有の徹底、監事監査規程に基づく、内部監査の実施とその報告への対応など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>(その他) 複数の候補案件からの選択を要する事業については実施していないが、研究課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部の専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行っている。事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。 また、知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大に努めている。</p>	<p>研究評価結果の公表に努めていることや、知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大、競争的資金への積極的な応募などによる収入の確保・拡大に努めていることなど、「その他」の取組についても評価できる。</p>
<p>○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。</p>	<p>公益法人等に対する会費の支出については、これまでも適正に行っているところであるが、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえて検証を行う等、引き続きその適正化・透明化を図っていく。</p>	<p>法人の取組は評価できる。今後とも、示された観点を踏まえ、会費の支出の適正化等に取り組まねたい。</p>
2 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
<p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>当年度は、前年度と比べて運営費交付金収益及び自己収入が下回ったこと等の要因により、経常費用が経常収益を上回り、当期純損失が1,682千円計上されたが、臨時利益及び前中期目標期間繰越積立金取崩額(受託収入による取得資産の減価償却費相当額)により当期総利益が2,961千円となった。 本利益計上については、当法人において適正に業務運営を行った結果であり、問題があったことによるものではない。</p>	<p>当期総利益の発生要因を明確にしており、それが適正な業務運営を行った結果であることから法人の取組は評価できる。</p>
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
<p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p>	<p>当年度においては、運営費交付金収入及び施設整備費補助金収入が全収入の90%近くを占めており、それらの収入の中で、中期計画、年度計画に基づいた業務運営に努めている。利益剰余金においても、前中期目標期間繰越積立金(受託収入による取得資産の減価償却費相当額)が、利益剰余金の80%近くを占めている状況となっており、過大な利益とはなっていない。</p>	<p>利益剰余金が発生しているが、過大な利益とはなっていないことから、法人の取組は評価できる。</p>

	実績	評価
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
(3)運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	当年度において、運営費交付金交付額8,540,004千円、運営費交付金債務 290,054千円となっており、運営費交付金執行率は96.6%となっている。よって、未執行率が高いものとは考えていない。 なお、運営費交付金が未執行となっている理由については、その内容を把握している。	未執行率は決して高くなく、また未執行となっている理由も把握しており、法人の取組は適切であると評価できる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	業務運営については中期計画及び年度計画に則って適切に実施されており、運営費交付金債務が業務運営に影響を及ぼしていることはない。	左記実績欄の内容について確認した。法人の取組は適切であると評価できる。
3 保有資産の管理・運用等		
(1)保有資産全般の見直し		
ア 実物資産		
○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、i)利用実態の把握状況、ii)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)	保有資産の主たるものについては、年間の稼働状況等を担当部署に確認する等して、利用実態の把握に努めている。保有資産の必要性については、不断に見直しを行うこととしている。	法人の取組は評価できる。 今後も、保有資産の不断の見直しに取り組まれない。

	実績	評価
イ 金融資産		
○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 i) 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。	22年度に取りまとめた権利維持方針に基づき、審査請求や年金納付等の支出を伴う手続きのある権利について、維持する必要性や活用される見通し等を検討した。	法人の取組は評価できる。 今後も、法人の特許保有の必要性について継続して検討されたい。
○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。	10件の特許権と2件の意匠権を放棄した。	法人の取組は評価できる。 今後も、特許の保有の必要性和保有コストの関係を整理した上で、知的財産の整理等に取り組まされたい。
(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	活用状況等について、不十分な資産はない。	法人の取組は評価できる。 今後も、保有資産の不断の見直しに取り組まされたい。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	所有する施設等の相互利用を推進するため、施設内容等に関するデータベースを所内イントラネットに掲載し、情報の共有化をはかるとともに、外部研究機関等への施設等の貸し出しを促進するため、施設等に関する情報提供の充実に努めた。	所有施設の外部利用の推進など法人の取組は評価できる。
イ 金融資産		
a)資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	資金の運用については、「余裕金の運用方針」を定めているが、資金保護等の観点から、当年度においては資金の運用を行っていない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。

	実績	評価
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
b) 債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 回収計画の実施状況。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	平成21年4月1日付けで知的財産ポリシーを制定し、技術推進本部と寒地技術推進室が知的財産に関する業務を担当している。	特許等の知的財産の適正管理等の観点から、知的財産ポリシーを策定し、それに基づき知的財産に係る業務を遂行していることから法人の取組は評価できる。
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	新技術ショーケースや新技術セミナー、現場見学会等の普及活動を含めた活用促進方策を継続して立案し、適宜フォローアップしながら実施に努めている。さらに23年度には、新たに「知的財産権活用促進事業」を創設し、活用促進のために必要な事業を実施した。	所主催の各種発表会等において積極的に広報を行ったことや新たに「知的財産権活用促進事業」を創設し、活用促進のために必要な事業を実施するなど法人の取組は評価できる。

	実績	評価
4 人件費管理		
(1) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	<p>人件費(退職手当等を除く)削減の取組については、平成18年度から平成22年度まで、前年度予算を基準として毎年1%相当を削減するとともに国家公務員の「給与給与構造改革」を踏まえ、た役職員の給与体系の見直しを行った。</p> <p>また、平成23年度についても「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、引き続き前年度予算を基準に1%相当を削減するとともに、平成24年2月29日に公布された「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、平均△7.8%を削減するため役職員の給与規程の改正を行った。</p> <p>実績値においては、平成17年度を基準として平成23年度までに6.8%(補正値:人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定を除いた削減率)と6年間で6%以上の削減を達成している。</p> <p>今後も政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこととしている。</p>	<p>人件費(退職手当等を除く)削減の取組については、平成18年度から平成23年度まで前年度予算を基準として毎年1%相当を削減するなど着実に実施しており、給与水準は給与規程上国家公務員と同等であり、適切に取り組んでいることは評価できる。</p>
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	<p>平成22年5月6日付け総務省行政管理局長通知「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」を遵守している。</p>	<p>平成22年5月6日付け総務省行政管理局長通知を遵守しているなど福利厚生費に関する法人の取組は評価できる。</p>
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	<p>契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることができる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。</p>	<p>契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めていることや理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、発注前に業務内容を審査し、契約手続きの適正化を図っているなど法人の取組は評価できる。</p>

	実績	評価
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることができる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めていることや理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、発注前に業務内容を審査し、契約手続きの適正化を図っているなど法人の取組は評価できる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	<p>平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、12月14日に監事および外部有識者によって構成された「契約監視委員会」を設置し、毎年度、同委員会を開催している。23年度は、平成24年2月22日に開催して随意契約等の点検および見直しを行うと共に、当該審議概要を公表した(http://www.pwri.go.jp/jpn/choutatsu/tekiseika.html)。同委員会において「全件について妥当である」との評価を受け、今後も契約における競争性および透明性を一層高めるとともに経費の節減を図るものである。</p> <p>随意契約件数の割合は4.2%となり、22年度の4.4%よりも低率となった。なお、22年度における国土交通省所管独立行政法人の平均値は件数ベースで23.9%、独立行政法人全体では18.1%であり、土木研究所は、これを大きく下回っている。</p>	<p>契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施など法人の取組は評価できる。</p> <p>また、随意契約件数の割合も低い数値で推移しており、引き続き同様の取組に努められたい。</p>
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	契約における競争性・透明性を確保するため、「独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則」において、随意契約によることができる限度額等を国に準拠して定めている。また、この細則により、理事長等を委員長とする入札・契約手続審査委員会等を開催し、個々の契約案件について、発注仕様書および応募要件等の審査を行い、契約手続きの更なる適正化を図っている。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。

	実績	評価
<p>6 内部統制</p> <p>○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p>	<p>1. 経営会議、幹部会議を定期的に行い、理事長と幹部の意見交換及び情報の共有を行い、決定した方針について、幹部が各部署でミーティングを実施し、速やかに全職員に周知している。</p> <p>理事長が各部署毎に個別に聞きとりを行う理事長ヒアリングや、理事長が各部署毎の一般職員から個別に聞きとりを行う懇談会(若手ミーティング)を行い、各部署における課題について把握するとともに、適切に対応した。</p> <p>2. 監事監査については、監事監査要綱に基づき監事監査計画を作成し、適正に実施した。理事長は、監事からの監査結果の通知を受け、改善すべき事項について、役職員に周知した。</p> <p>3. 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、23年度の活動方針について討議し、その結果を受け、外部に内部通報窓口の設置、コンプライアンス委員会委員に外部外部有識者を招聘する体制を確立、役職員へコンプライアンスの更なる周知徹底を図るため、外部有識者による講演会を開催、コンプライアンス携帯カードの配布、Web上(イントラ)で「倫理規程セルフチェック」を実施し、コンプライアンスの推進を図った。</p> <p>監事監査において、コンプライアンス体制の定着について監事監査を行い、概ね適正と認められた。</p>	<p>理事長による役職員への情報共有の徹底、監事監査規程に基づく、内部監査の実施と内部監査報告への対応など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p> <p>また、委員会を開催し、コンプライアンスを順守するための取組を進めていることも評価できる。</p>
<p>7 関連法人</p> <p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。</p> <p>当該関連法人との業務委託の妥当性。</p>	<p>該当しない。</p>	<p>左記実績欄について該当しないことを確認した。</p>
<p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p>	<p>該当しない。</p>	<p>左記実績欄について該当しないことを確認した。</p>

	実績	評価
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価		
○ 自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づきもののほか、法人独自の取組。	東日本大震災や台風12号による大規模土砂災害等、法令や国等からの指示・要請に基づき、技術指導を行ったほか、独自の取組として自主調査を実施した。また、所内における照明のLED化や電力監視モニターを活用した電力使用の管理を実施した。	東日本大震災や台風12号による大規模土砂災害の発生の際に、国土交通省の要請又は自主的判断により、被災地に入り技術指導や現地調査を行ったことは評価できる。